

「ひまじゃないの！私忙しいの！帰って！」by 自民党K議員秘書

「社会保障の解体は許さない！介護保険制度の抜本改善を！！」

STOP！介護改悪 介護ウェーブ2014推進ニュース -介護の“Big Wave”を上げよう！-



医療・介護総合確保推進法が成立…。22の附帯決議

6月18日、参議院本会議で、医療・介護総合確保推進法案が、賛成135、反対106で採択されてしまいました。自民党（114名）と公明党（20名）の全員と新党1名の計135名が賛成、民主党・維新の会・みんなの党・日本共産党・社民党・生活の党・新党・無所属の106名が反対をしました。



投票結果(参院インターネット審議中継より)

この間の国会のやりとり

4月18日 衆議院厚労委員会で審議開始

5月14日 衆議院厚労委員会の最後の質問で、野党代表の高橋議員（日本共産党）が、「**専門的サービスが必要な人とは？**」を追求。初めて厚労省から、4つの基準、**①日常生活に支障を生じる認知症の人（日常生活自立度Ⅱ以上）、②自分の生活管理ができない人、③コミュニケーションなどの社会性を構築できない人、④退院直後で集中的な支援が必要な人**の4つが出された。

その後、野党委員の「継続審議を！」の声にもかかわらず、**強行採決**。審議時間は、計28時間（6回）。

5月15日 衆議院本会議で賛成多数で通過。

5月21日 参議院本会議の**厚労省コピペ問題**で、11日間も、審議がストップ。

6月2日 参議院本会議再開。「資料作成ミス」に対して**田村厚労大臣が陳謝**。

6月3日 厚労委員会で小池議員（日本共産党）が**介護保険料2割化の根拠について**質問。厚労大臣が**答弁不能に陥った**。

6月5日 厚労省は「**60万円の余裕があるのではなく**」と「**なんとかやりくりしてもらえれば**」と答弁。

6月10日 厚労大臣は**介護保険料1割から2割負担への論拠を全面撤回**した。「**引き上げ後も60万円の余裕がある**」→「**切りつめればなんとか負担に耐えられる**」と変更。

6月12日 厚労省から11日に、「**2025年に専門的サービスを受けられる人は5割程度**」という資料が出され、厚労大臣や安倍首相がさんざんくり返した「**必要な人に必要なサービスは提供されるに決まっている**」という答弁は、覆されると小池議員が追求。

6月16日 **公聴会に全日本民医連山田副会長が参戦！**

*公聴会とは、本来であれば、開かれた場で開催され、一般市民にも発言の機会が得られるものだが、厚労委員会の会場という閉じられた場所で開催された。

6月17日 厚労委員会で維新の会の議員が賛成にまわったため、**13対11で採択**。**22の附帯決議**がついた。厚労委員会の審議 27時間（3回）

*付帯決議とは議決された法律案などに関して、施行細則・解釈の基準などを希望意見として表明する決議。法律上の効果を伴わない。

6月18日 参議院本会議で、採択。 **6月22日** 国会閉会

医療・介護総合確保推進法の問題点は？

- ・2005年の介護保険法「改正」は、衆参合わせて70時間の審議。それに比べても、審議時間が短すぎる！
- ・「医療は追い出し、介護は切り捨て」の悪法！
- ・データのねつ造！
- ・性格が異なる19本の法案は、審議されていない法案や賛成の法案もある。批判封じの法案！
- ・詳細が明らかにならない。自分が今後どのようなサービスになるか、利用者自身が想像できない！



今後のたたかい



「この法案が通っても、がっかりすることないんやで〜!

この法案の中身は、まだまだみんなに知られていないやろ?

これ、知ったら、みんな怒るで〜!そこから、また運動や!

(議員要請行動での京都民医連出身の看護師・倉林明子議員の言葉)

医療・介護総合法は、中身がまだまだ国民みんなに知られていません。今回の介護の改悪に対して、実施中止を求めつつ、総合法の問題点を広く知らせ、職員・国民の怒りを引き出し、大きなとりくみにしていきましょう!

また、総合法案の他に、「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・福祉従事者の処遇改善に関する法律」が採択されました。処遇アップの具体的な金額や財源については、決まっていますが、全産業の平均賃金と比べて、約 88000 円低い介護職の賃金(全労連調査より)です。利用者さんに負担を転嫁させず、来年の報酬改定を待たずに、実施させましょう!

全日本民医連事務局では、6月26日のお昼に、ちょっと前のチラシを使って、総合法の内容と医療・介護の改悪について、御茶ノ水駅前で行いました。なかなか厳しい東京の宣伝ですが、この日はチラシの受け取りも素晴らしく、年金問題などについて、長〜く語っていく人もいました。

介護ウェブ推進本部では、学習資材等、これからのたたかいに向けて準備中ですが、それらを待たずに、各県連・法人・事業所で工夫して、宣伝等に取り組んでいきましょう。



利用者さんと家族の生活を守ろう! 介護の専門性を守ろう!



各地で、介護の切り捨て、締め付けが始まっています。

石川県能美市では、医療・介護の総合法に先んじて、要支援者に介護保険からの「卒業」を迫る事態が起きています。市の担当者から、ケアマネジャーや利用者へ介護保険のサービスを使うのではなく、「市の事業やボランティアが行う健康教室に変更しないか?」や「町内会にゴミ出しを頼めないか?」など指導がされています。(民医連新聞 2014年6月2日号)

また、東京都荒川区でも、地域包括支援センターの職員から、1

時間にわたり、介護保険からの「卒業」を求められた利用者さんもいるそうです。大阪市では、生活保護受給の利用者さんが福祉用具などを購入した際に、本来は、利用料が行政から支給される決まりであるにも関わらず、自分で支払われたり、払えないためにサービスをあきらめる事態が起きています。(民医連新聞 2014年6月16日号)

あらためて、民医連綱領と『民医連の介護・福祉の理念』に立ち戻り、「利用者のおかれている実態と生活要求から出発」し、「利用者の生活と権利を守るために実践し、ともにたたかい」ましょう!



お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」 事務局：諏佐・吉澤
☎ 03-5842-6451 / fax 03-5842-6460
/E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp